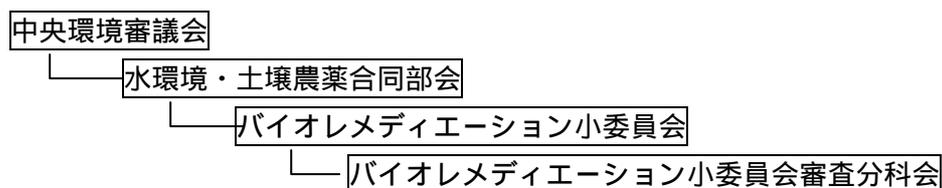


微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく  
個別技術の審査の体制について

平成 17 年 6 月  
環境省環境管理局総務課  
環境管理技術室

指針に基づく個別技術の審査については、中央環境審議会バイオレメディエーション小委員会で引き続き御議論頂くこととしているが、審査においては特に専門的かつ具体的な議論が必要なことから、小委員会内部に審査分科会を設けて議論することとする。審査分科会については、小委員会の委員より適宜御参画頂く。



## 中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会の小委員会の設置について

平成 16 年 3 月 23 日

水環境・土壌農薬合同部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項に基づき、水環境・土壌農薬合同部会に置く小委員会について、次のとおり定める。

- 1 中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会にバイオレメディエーション小委員会を置く。
- 2 バイオレメディエーション小委員会は、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。
- 3 バイオレメディエーション小委員会の決議は、合同部会長の同意を得て合同部会の決議とすることができる。

微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく  
個別技術の審査について

平成 17 年 6 月 3 日  
バイオレメディエーション小委員長決定

微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく個別技術の審査  
について、次のとおり定める。

個別技術の審査については、特に専門的かつ具体的な議論が必要なことから、小委員長は、小委員会の決議に先立ち、小委員会に属する委員のうち審査案件について特に専門性の高い委員等を招集して審査分科会を開催し、議論することができる。